

申告書の書き方

「令和7年中（1月1日から12月31日まで）」の内容について記入してください。

控除の種類と記入

裏面『令和8年度（令和7年分）所得控除額比較表』を見て、必ず対象となるか確認し記入しましょう。

社会保険料控除	のど控を支除持払証参金明し額書てが・下わ領さか収いる書。もな	令和7年中にあなたが支払った国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料その他（社会保険料や任意継続保険料）などの種類と金額を記入
生命保険料控除		令和7年中にあなたが支払った一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の金額を記入
損害保険料控除		令和7年中にあなたが支払った地震保険料・旧長期損害保険料の金額を記入
寡婦・ひとり親控除	ひとり親 寡婦	<p>現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる人</p> <p>①合計所得金額が500万円以下</p> <p>②総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる</p> <p>※他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされる人は除く</p> <p>③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと</p> <p>上記の「ひとり親」に当たらない人で、次の①～③のいずれにも当てはまる人</p> <p>①合計所得金額が500万円以下</p> <p>②以下のいずれかに該当すること</p> <p>◆夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫が生死不明の人</p> <p>◆夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有する人</p> <p>③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと</p>
勤労学生控除		学校に在籍する給与所得等を有する人のうち、合計所得金額が85万円以下で、かつ労働に基づかない所得が10万円以下の場合（学校の証明書が必要）
障害者控除	障害者 特別障害者	<p>あなたや控除対象配偶者や扶養親族が身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳2級以下、療育手帳Bが交付されている場合など（障害者手帳などの提示が必要）</p> <p>あなたや控除対象配偶者や扶養親族が身体障害者手帳1、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aが交付されている場合など（障害者手帳などの提示が必要）</p>
配偶者控除 配偶者特別控除	扶た生 で養は計 な者扶 をいと こな者に といと こ。他配 の偶 専入者 従のま	配偶者控除・配偶者特別控除については裏面の「令和8年度（令和7年分）所得控除額比較表」をご参照ください。
扶養控除		<p>扶養親族のうち、平成22年1月1日以前に生まれ、令和7年中の合計所得が58万円以下の場合 (特定 平成15年1月2日～平成19年1月1日生) (老人 昭和31年1月1日以前の生)</p> <p>同居老親（老人扶養のうち自己又は配偶者の直系尊属で同居している人）</p>
雑損控除		令和7年中に住宅、家財道具などに、火災、盗難の損失が一定の金額以上ある場合、損害の原因など記入
医療費控除		令和7年中にあなたが支払った、自分自身や家族のための医療費が一定の金額以上ある場合、支払金額と保険などで補てんされるされる金額を記入（※別途「医療費の明細書」を作成すること）
基礎控除		令和7年中の合計所得金額が、2,400万円以下の方は43万円、2,400万円超2,450万円以下の方は29万円、2,450万円超2,500万円以下の方は15万円 を記入します。

令和8年度
(令和7年分) 市民税・県民税 申告書

表

古賀市長様 提出年月日	現住所 1月1日現在の住所 フリガナ 氏名	個人番号		整理番号	
	年月日 生年月日 明・大・昭平・令	世帯主の氏名	電話番号		
3 所得から差し引かれる金額に関する事項					
社会保険料控除 生命保険料控除 ⑯ 地震保険料控除 ⑰~⑲ 寡婦ひとり親控除 勤労学生控除 ⑳ 障害者控除 ㉑~㉒ 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者 ㉓ 扶養控除 ㉔~㉕ 16歳未満の扶養親族対象外	社会保険料の種類		支払った保険料 円		
	合 計				
	新生生命保険料の計 円		旧生命保険料の計 円		
	新個人年金保険料の計 円		旧個人年金保険料の計 円		
	介護医療保険料の計 円				
	地震保険料の計 円		旧長期損害保険料の計 円		
	⑰ □ 寡婦控除 (□ 死別 □ 生死不明) □ 獨身 □ 未婚		⑯ □ ひとり親控除 (学校名)		
	⑲ □ 勤労学生控除				
	1 氏名		障害の程度		級度
	個人番号				
2 氏名		障害の程度		級度	
個人番号					
配偶者 氏名		生年月日 明・大・昭平・令	配偶者の合計所得金額	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)	
1 氏名		同居・別居の区分	□ 同居 □ 別居	統柄	万円
個人番号					
2 氏名		同居・別居の区分	□ 同居 □ 别居	統柄	万円
個人番号					
3 氏名		同居・別居の区分	□ 同居 □ 别居	統柄	万円
個人番号					
4 氏名		同居・別居の区分	□ 同居 □ 别居	統柄	万円
個人番号					
1 氏名		同居・別居の区分	□ 同居 □ 别居	統柄	万円
個人番号					
2 氏名		同居・別居の区分	□ 同居 □ 别居	統柄	万円
個人番号					
3 氏名		同居・別居の区分	□ 同居 □ 别居	統柄	万円
個人番号					
別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。					
16歳未満の扶養親族対象外					
損傷の原因		損傷年月日	損傷を受けた資産の種類		
損 害 金 額		保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額		
支払った医療費等		保険金などで補填される金額			
医療費控除		円	円		
裏面にも記載する欄がありますから注意してください。					
収入が0円の場合は、該当する項目にチェックを入れて必要事項を記入してください。					
扶養親族のうち、16歳未満の人（控除対象外）（※平成22年1月2日以降の生）					

所得の種類

営業等	事業をしている場合生ずる所得
農業	農業から生じる所得
不動産	地代、家賃、権利金など
利子	公社、社債、貯金の利子など
配当	株式や出資の配当など
給与	給与、俸給、歳費など
雑	生命保険契約による年金、講演料、原稿料など
総合譲渡	機械やゴルフ会員権などの資産譲渡から生ずる所得
一時	生命保険契約の満期返戻金、賞金や県賞当選金など

収入金額の記入

【事業所得（営業等所得・農業所得など）がある場合】
支内訳書（一般用または農業所得用）または裏面7（事業・不動産に関する事
）に記入後、収入金額を転記してください。

不動産所得がある場合
支内訳書（不動産所得用）または申告書裏面7（事業・不動産に関する事項）
記入後、収入金額を転記してください。

配当所得がある場合】人から受ける余剰金の配当や投資信託などの収益の分配等がある場合は申告書面8(配当所得に関する事項)に記入後、収入金額を転記してください。

利子所得がある場合】
本国外等の貯金利子などがある場合は利子額を記入してください。

給与所得がある場合】
源泉徴収票のない人または源泉徴収していない事業所などに勤務している人は、雇主の給与支払明細書等から収入金額を申告書裏面6（給与所得の内訳）に記入、その合計額を転記してください。

【公的年金がある場合】
源泉徴収票から収入金額を転記してください。

【雑所得がある場合】
告書裏面9（雑所得（公的年金以外）に関する事項）に記入し、収入金額を転記してください。

【一時所得がある場合】
生計費面10（総合譲渡・一時所得の所得に関する事項）の欄に記入し、収入金

【総合譲渡所得がある場合】

所得金額の記入

所得金額 = 「収入金額」 - 「収入から差し引かれる金額（必要経費）」
給与所得者：源泉徴収票「給与所得控除後の金額」
公的年金受給者：別紙記載の「公的年金等所得速算表」により算出した額

所得金額から差し引かれる金額の記入

裏面「令和8年度（令和7年分）所得控除額比較表」の住民税（市民税・個人税）の控除額を記入してください。

医療費控除において、セルフメディケーション税制の適用を受ける方は、医療

税額から差し引かれる金額の記入

備附金に関しては申告書裏面の15に記入してください。

市県民税申告書の提出は郵送かオンラインで！

詳しくは市公式ホームページをご覧ください  



お問い合わせは ☎ 092-942-1126

令和8年度（令和7年分）所得控除額比較表

区分	所得税(国税)		住民税(市民税・県民税)	
雜 損	A・Bのいずれか多い金額 A=（損害金額-保険金等の補てん金額）-総所得金額等の合計額×10% B=災害関連支出の金額-5万円			
医 療 費	(支払った医療費-保険金等の補てん金) - (10万円と総所得金額等の合計額の5%とのいづれか少ない金額) ※セルフメディケーション税制適用時は (医薬品等の購入費-保険金等の補てん金) - 12,000円			
社会保険料	支払った金額			
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額			
生命保険控除	25,000円まで	支払保険料の金額	15,000円まで	支払保険料の金額
	25,001円～50,000円まで	支払保険料×1/2+12,500円	15,001円～40,000円まで	支払保険料×1/2+7,500円
	50,001円～100,000円まで	支払保険料×1/4+25,000円	40,001円～70,000円まで	支払保険料×1/4+17,500円
	100,000円を超える	50,000円	70,000円を超える	35,000円
	20,000円まで	支払保険料の金額	12,000円まで	支払保険料の金額
	20,001円～40,000円まで	支払保険料×1/2+10,000円	12,001円～32,000円まで	支払保険料×1/2+6,000円
	40,001円～80,000円まで	支払保険料×1/4+20,000円	32,001円～56,000円まで	支払保険料×1/4+14,000円
	80,000円を超える	40,000円	56,000円を超える	28,000円
	生命保険(一般)・個人年金保険に関して、旧契約と新契約の両方で控除の適用を受ける場合 旧契約の控除額と新契約の控除額の合計額の上限は所得税:40,000円 住民税:28,000円 ただし、旧契約の控除額が所得税:40,000円 住民税:28,000円を超える場合は、旧契約の控除額のみの控除額を適用できます。			
	一般分+個人年金分+介護医療分	120,000円	一般分+個人年金分+介護医療分	70,000円
地震保険料	◎地震保険料 支払保険料の金額(最高限度額 50,000円)		◎地震保険料 支払保険料の金額×1/2(最高限度額 25,000円)	
	◎長期損害保険料(平成18年12月31日までに締結したもの)		◎長期損害保険料(平成18年12月31日までに締結したもの)	
	10,000円まで	支払保険料の金額	5,000円まで	支払保険料の金額
	10,001円～20,000円まで	支払保険料×1/2+5,000円	5,001円～15,000円まで	支払保険料×1/2+2,500円
	20,000円を超える	15,000円	15,000円を超える	10,000円
	地震+長期	最高限度額 50,000円	地震+長期	最高限度額 25,000円
	ただし一つの契約が地震保険契約・長期損害保険契約のいずれにも該当する場合には、選択によりいづれか一つの契約に該当するものとして控除額の計算を行います。			
	普通障害	27万円		26万円
	特別障害	40万円		30万円
	特別障害同居加算	35万円		23万円
寡 婦		27万円		26万円
ひ と り 親		35万円		30万円
勤 労 学 生	前年の合計所得金額が85万円以下の人	27万円		26万円
扶 養	年少 (平成22年1月2日以後の生まれ)	0万円		0万円
	一般	38万円		33万円
	特定 (平成15年1月2日から平成19年1月1日の生まれ)	63万円		45万円
	老人 (昭和31年1月1日以前の生まれ)	48万円		38万円
	同居老親 (〃)	58万円		45万円
基 础 控 除	合計所得金額132万円以下	95万円		43万円
	132万円超336万円以下	88万円		43万円
	336万円超489万円以下	68万円		43万円
	489万円超655万円以下	63万円		43万円
	655万円超2,350万円以下	58万円		43万円
	2,350万円超2,400万円以下	48万円		43万円
	2,400万円超2,450万円以下	32万円		29万円
	2,450万円超2,500万円以下	16万円		15万円

●扶養控除の対象となる人の要件

前年12月31日の現状において、配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)等で生計を一にしており、前年分の合計所得金額が58万円以下の人。かつ事業専従者でない人。

○配偶者控除・配偶者特別控除(納税義務者に所得制限あり)

納税義務者の合計所得金額 配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	対象外
老人控除対象配偶者(昭和31年1月1日以前生)	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	580,001円～950,000円	33万円	22万円	11万円
	950,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円
	1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円
	1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円
	1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円
	1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円
	1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円
	1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円
	1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円

○特定親族特別控除(特定扶養に該当する19歳から22歳の人)

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
580,001円～950,000円	45万円
950,001円～1,000,000円	41万円
1,000,001円～1,050,000円	31万円
1,050,001円～1,100,000円	21万円
1,100,001円～1,150,000円	11万円
1,150,001円～1,200,000円	6万円
1,200,001円～1,230,000円	3万円

●障害者控除・特別障害者控除の対象となる人の要件

	障害者控除	特別障害者控除
身体障害者手帳	3級以下	1級・2級
精神障害者保健福祉手帳	2級・3級	1級
療育手帳	右記以外の人	障害程度が「A」等と記載あり
その他	65歳以上で障害者に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所長の認定を受けている人	◆常に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある ◆65歳以上で特別障害者に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所長の認定を受けている人

●寡婦・ひとり親控除の対象となる人の要件

合計所得金額が500万円以下であり、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人のうち、下記の人。
かつ、他の人の同一生計配偶者や扶養親族に入っていない人。

ひとり親	現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明で、総所得金額が58万円以下の生計を一にする子がいること
寡 婦	上記の「ひとり親」に当たらず、以下のいずれかに該当していること ◆夫と死別した後婚姻していないか夫が生死不明である ◆夫と離別した後婚姻しておらず、扶養親族を有している